

令和3年度 既存住宅省エネルギーリフォーム支援事業 補助申請手続きの手引

＝第1版＝

※ 補助申請手続きにおける注意事項 ※

1 交付申請について

工事メニューによって、受付開始日が異なります。

- ① 「内装断熱パネルの設置」及び「遮熱改修」：令和3年4月12日（月）から
- ② 「開口部の断熱改修」，「ドアの断熱改修」，「断熱材の設置」及び「高断熱浴槽の設置」：令和3年11月1日（月）から

2 郵送による申請について

新型コロナウイルス感染症対策のため、原則、郵送(書留等)による申請をお願いしています。書類の修正が必要な場合は、再度お送りいただく必要がありますので、書類に間違いがないか十分にご確認後、郵送をお願いします。(申請書等のコピーを取り手元に残してください。)

審査には、窓口での受取日から概ね5日かかります。お急ぎの場合は、まずお電話にてご相談ください。やむを得ず、直接窓口にお越しになる場合は、必ずご予約をお取りいただくようお願いします。

3 工事後の手続(実績報告)の期限について

実績報告の期限の直前は申請が集中し、書類の不備がある場合等に、期限内に訂正が出来ず、補助を受けられなくなることがありますので、工事完了後1ヶ月を目途に、速やかに実績報告を行ってください。(報告期限：令和4年3月15日(必着))

【申込み・問合せ】

京(みやこ)安心すまいセンター

住所：〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル西館4階

アクセス：京都市営地下鉄「烏丸御池」駅

「3-1」または「3-2」出口すぐ

電話：075-744-1631

(耐震・エコ助成ホットライン)

FAX：075-744-1637

開館時間：午前9時45分～午後4時30分

(申請受付時間：午前9時45分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分)

休館日：水曜・祝日・年末年始



令和3年4月

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

※ 昨年度（令和2年度）からの主な変更点 ※

1 国による「グリーン住宅ポイント制度」の実施に伴う変更

国による「グリーン住宅ポイント制度」が実施されることに伴い、窓やドアの断熱改修、断熱材の設置、高断熱浴槽の設置については、「グリーン住宅ポイント制度」の受付終了後（令和3年11月1日（月）（予定））から受付開始となっています。令和3年4月から10月末までに工事契約をご予定の際は、「グリーン住宅ポイント制度」の利用をご検討ください。

京都市 既存住宅の省エネリフォーム支援事業と他の類似制度（国のグリーン住宅ポイント制度含む）は、同一工事部分への併用はできません。

また、同種類似の補助金の交付を受けた場合において、交付決定の全部若しくは一部が取り消されることとなりますのでご注意ください。

国の「グリーン住宅ポイント制度」の対象とならない「内装断熱パネルの設置」及び遮熱塗装・遮熱フィルムの設置などの「遮熱改修」については、令和3年4月12日（月）から受付を開始します。

いずれも、交付申請の受付締切は令和4年3月1日（火）、実績報告の期限は、令和4年3月15日（火）となります。

2 内装の左官工事（オプション工事）の要件の見直し

窓の断熱改修や外壁の断熱改修等の基本工事を行った部屋について行う左官工事を対象としました。

建具で囲われた範囲内を同一の部屋とみなします。リビング・ダイニングなど同じ部屋に当たるか不明の場合には、窓口までご相談ください。

3. 申請書類の押印廃止（一部除く）

交付申請書等における押印を廃止し、手続を簡素化しています。

工事内容証明書については、継続して押印を必要としますのでご注意ください。

押印を必要としない書類の訂正にあたっては、申請者本人または代理人が、二重線により明確に記載を削除し、訂正してください。（ただし、請求書は訂正できませんので再提出が必要です。）

=目次=

1 補助対象となる要件	…3
2 補助対象工事及び補助金額	…4
3 申請手続の流れ	…7
4 必要書類	…8
(1)工事前の手続(交付申請)について	…8
(2)変更の手続について	…9
(3)中止・廃止の手続について	…10
(4)工事後の手続(実績報告)について	…11
5 対象工事ごとの書類作成のポイント	…12
6 対象工事ごとの留意点	…20
7 記入例	…23

この手引きは、随時見直しを行いますので、京都市ホームページ又は京安心すまいセンターホームページで最新版をご確認ください。また、補助金の交付に関しては、この手引きによるほか、京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱及び京都市補助金等の交付等に関する条例によります。

1 補助対象となる要件

(1)補助対象住宅

以下の要件すべてにあてはまる住宅（延べ面積の1／2以上が住宅の用途に供する併用住宅を含む。）が補助の対象となります。

- ① 京都市内に存するもの
- ② 一戸建て又は共同住宅（長屋を含む。）の住戸部分※1住戸単位の申請となります。
- ③ 現在居住中の住宅又は補助事業の完了後に速やかに居住する住宅
- ④ 補助事業を実施する箇所について、以前、本補助金を受けていない住宅
- ⑤ 補助事業を実施する箇所について、国又は地方公共団体から、省エネ改修に関する同種類品の補助金の交付を受けていない住宅

(2)併用できる補助事業

- ・ まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業
- ・ すまいの創エネ・省エネ応援事業
- ・ 京都市空き家活用・流通支援等補助金
- ・ 指定京町家改修補助金 など

※ 併用する場合は、補助対象を明確に分ける必要があります。

※ 併用可能か不明な場合は、各補助制度の相談先や申請先にご相談ください。

(3)申請できる方

補助対象住宅の居住者又は所有者（引越しする方など予定者を含みます）。

※ 同一申請者又は同一住宅のいずれかについて、これまでに交付を受けた補助金の合計が50万円に達するまでは、何度でも補助の申請が可能です。

※ 申請者と工事契約者、請求者等は同一の者としてください。

※ マンション管理組合が実施する場合50万円／戸が上限となります。詳しくは、窓口までご相談ください。（例：50戸のマンション管理組合が玄関ドア（2.6㎡未満）を改修する場合、50戸×1.5万円＝75万円が補助上限額となります。）

(4)施工業者

市内事業者※が直接工事を請け負うか、下請負人として補助対象工事を行うことが必要です。

※ 市内事業者とは、本店又は主たる事務所が京都市内にある事業者（個人事業者を含む。）を指し、支店や営業拠点が京都市内にあるだけでは、市内事業者とは扱いません。

(5)申請期間

令和3年4月12日（月）から令和4年3月1日（火）まで

※ 申請期間内であっても、予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。

※ 令和4年3月15日（火）までに工事を完了し、実績報告を提出（書類の訂正を含む）していただく必要があります。

2 補助対象工事及び補助金額

補助対象となる工事及び1戸当たりの補助金額は、下記の補助対象工事メニューの表に記載する基本工事及びオプション工事（基本工事と同時に行うものに限る。）の各メニューに応じた補助金額の合計となり、1戸当たりの補助金額の合計は50万円を限度とします。ただし、1申請者当たりの補助金額の上限も50万円とします。

※ 併用住宅の場合、外壁、屋根、天井、床への断熱材の設置及び屋根面、外壁面の遮熱工事は住宅の用途に供する部分以外についても補助対象とすることができますが、それ以外の工事は、原則として補助対象とすることはできません。

(1) 補助対象工事メニュー

表1（基本工事）

対象工事			補助金額(円)	工事要件	
開口部の 断熱改修	内窓 設置 ・ 外窓 交換	大	2.8㎡以上	18,000円/箇所	内窓設置:外部に面した既存の建具の内側に内窓を設置し、改修後の窓をガラス単板入り建具の二重構造とするもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。 (窓の面積は外枠の寸法とする。) 外窓交換:外部に面した既存の建具を建具枠と共に交換、又は外部に面する建具を新設するもので、以下の仕様のいずれかとするもの、又はこれと同等以上の性能を有すること。 ①改修後の窓ガラスを、下記「ガラス交換」に規定するガラスとしたもの ②当該外窓の熱貫流率が4.65W/㎡K以下であること。
		中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	12,000円/箇所	
		小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	7,000円/箇所	
	ガラス 交換	大	1.4㎡以上	7,000円/枚	改修後の窓ガラスを、以下の仕様のいずれかとするもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。 ①ガラス単板2枚(空気層12mm以上)入り建具 ②複層ガラス(空気層6mm以上)入り建具 ③ガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.0W/㎡K以下のガラスを使用すること。
		中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	4,000円/枚	
		小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000円/枚	
ドアの 断熱改修	玄関ドア		30,000円/箇所	外部に面した玄関ドア(対象住宅の主たる出入口)のうち、2.6㎡以上のものを交換又は新設する工事で、当該ドアの熱貫流率が4.65W/㎡K以下であること。	
	上記以外の場合		15,000円/箇所	上記に該当しない外部に面したドアを交換又は新設する工事で、当該ドアの熱貫流率が4.65W/㎡K以下であること。	

外壁への断熱材設置	土壁への断熱材設置	大	200,000 円/式	断熱材の種類及び施工箇所に応じ、別表3に掲げる最低使用量以上使用し、かつ、少なくとも1の居室に面する外壁の全面に断熱材を施工すること。		
		小	100,000 円/式			
	上記以外の場合	大	100,000 円/式			
		小	50,000 円/式			
屋根への断熱材設置 (天井への断熱材設置は併用不可)			100,000 円/式	断熱材の種類及び施工箇所に応じ、別表3に掲げる最低使用量以上使用し、かつ、主たる屋根全面に断熱材を施工すること。		
天井への断熱材設置 (屋根への断熱材設置は併用不可)		大	30,000 円/式	断熱材の種類及び施工箇所に応じ、別表3に掲げる最低使用量以上使用し、かつ、少なくとも1の居室に面する天井全面に断熱材を施工すること。		
		小	15,000 円/式			
床への断熱材設置		大	50,000 円/式	断熱材の種類及び施工箇所に応じ、別表3に掲げる最低使用量以上使用し、かつ、少なくとも1の居室に面する床全面に断熱材を施工すること。		
		小	25,000 円/式			
内装断熱パネルの設置	壁	施工面積 16 m ² 以上	50,000 円/式	真空断熱材を利用したパネル状の断熱材で、厚さ 30 mm以下かつ熱抵抗値 2.2((m ² ・K)/W)以上であるものを、内張り断熱工法により室内側から壁に施工すること。		
		施工面積 8 m ² 以上 16 m ²	25,000 円/式			
	天井	施工面積 16 m ² 以上	50,000 円/式		真空断熱材を利用したパネル状の断熱材で、厚さ 30 mm以下かつ熱抵抗値 2.2((m ² ・K)/W)以上であるものを、内張り断熱工法により室内側から天井に施工すること。	
		施工面積 8 m ² 以上 16 m ²	25,000 円/式			
	床	施工面積 16 m ² 以上	50,000 円/式		真空断熱材を利用したパネル状の断熱材で、厚さ 30 mm以下かつ熱抵抗値 2.2((m ² ・K)/W)以上であるものを、内張り断熱工法により室内側から床に施工すること。	
		施工面積 8 m ² 以上 16 m ²	25,000 円/式			
遮熱改修	屋根面の遮熱工事	施工面積 50 m ² 以上	30,000 円/式	以下の仕様に適合すること。 ①遮熱塗装等：JIS 試験法による近赤外線領域における日射反射率が 40%以上であること。 ②遮熱鋼板：JIS G3322 が定める JIS5 類又は 6 類を取得していること。		
		施工面積 25 m ² 以上 50 m ² 未満	15,000 円/式			
	外壁面の遮熱工事	施工面積 50 m ² 以上	30,000 円/式		JIS 試験法による近赤外線領域における日射反射率が 40%以上である遮熱塗料等を塗装する工事であること。	
		施工面積 25 m ² 以上 50 m ² 未満	15,000 円/式			
	庇の設置		8,000 円/箇所		庇等の下端から開口部下端までの距離(H)と出寸法(D)の関係が D \geq 1/3H であるもの	
	窓面の遮熱工事 (遮熱フィルム、遮熱塗装等)	大	1.4 m ² 以上		2,000 円/枚	外部に面する窓ガラスに遮熱フィルムを施工する工事又は遮熱塗料等を塗装する工事で、かつ、第三者機関による測定値が、遮蔽係数 0.7 未満、可視光線透過率 65%以上である遮熱フィルム又は遮熱塗料等を使用すること。
		中	0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満		1,000 円/枚	
小		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	500 円/枚			
高断熱浴槽の設置(設置台数にかかわらず、1 住戸当たり 20,000 円)			20,000 円/式	JISA5532 に規定する「高断熱浴槽」の認証を受けているものは又は同等品		

別表2 (オプション工事)

対象工事	補助金額	工事要件
内装の左官工事	20,000 円/式	基本工事を行った居室の内装を聚楽塗、大津壁、珪藻土などの土壁又は漆喰などの自然素材を用いた左官仕上げとし、かつ、その施工面積が10㎡以上であること。
浴室の断熱改修	10,000 円/式	浴室において、高断熱浴槽の設置にあわせて別表1に示す開口部の断熱改修をすること。

別表3

断熱材の熱伝導率の値 : λ (W/(m・K))	最低使用量 (m ³)				
	屋根	外壁, 天井		床	
		大	小	大	小
0.052~0.046	7	7	3.5	3.5	1.75
0.045~0.041	6	6	3	3	1.5
0.040~0.035	5	5	2.5	2.5	1.25
0.034~0.029	4	4	2	2	1
0.028 以下	3	3	1.5	1.5	0.75

(2)その他の留意事項について

補助要件について

- 外壁、天井、床への断熱材設置と内装の左官工事の要件にある「居室」は、「玄関、廊下、階段、納戸」を除いた居住その他これに類する目的のために使用する室を指します。

工事の法律・条例上の注意事項について

- 京都市内は、多くの地域で景観の規制があり、手続が必要となる場合があります。屋根や外壁の塗装工事等の際には、新しく塗り替える色がお住まいの地域の基準に合っているかご確認ください。
- 遮熱塗装工事以外にも、窓・ドアなどの色を変更する場合や庇の設置を行う場合は、景観の手続が必要となる場合があります。また、手続には時間を要しますので、余裕をもって手続きをしてください。

詳しくは、景観政策課都市デザイン担当(222-3474)又は風致保全課(222-3475)にご相談ください。

- 防火地域又は準防火地域で延焼のおそれがある部分において外窓交換やガラス交換を行う場合、防火設備(網入りガラスなど)とする必要があります。
- その他、工事にあたっては、関連する法律を十分確認のうえ行ってください。

工事にあって、関係者への確認について

- マンションの窓やドアなどを改修する場合は、マンション管理規約に従って工事を行うようにしてください。
- 賃貸住宅を借借人が改修する場合など申請者が所有者でない場合は、所有者の同意を得て工事を実施してください。
- 工事を行う住宅を複数の者で共有している場合には、共有者全員の同意を得てください。

- 省エネルギーフォームと併せて、耐震リフォームについてもご検討ください。

「屋根の断熱材設置」と「屋根の軽量化」を一度に行えば、工期が約4日、工事費用が約30万円お得になります。

※足場の組立作業と屋根材の取外し作業をそれぞれ2回行う場合と1回で済ませる場合を想定した京都市の試算

3 申請手続の流れ

※ 交付申請は、必ず補助対象工事の工事契約・着工前に行ってください！

※ 補助対象工事の内容によっては、建築基準法その他の法令や景観規制に基づく許認可等の規制がかかることがありますので、十分にご確認のうえ、工事を行ってください。

交付申請
(8ページ参照)

※ 交付申請書等の必要書類を、提出してください。審査・受付後、交付決定通知書を送付します。

※ 交付決定通知日以降に工事契約・着工をするようにしてください。

※ 交付決定通知日は原則、受付日の2日後（土日祝・年末年始を除く）となります。

※ 郵送による場合は、審査に窓口の受取日から概ね5日かかりますので、窓口からの連絡をお待ちください。窓口からの連絡前に契約及び工事の着工はしないでください。

市から
交付決定通知書
送付

工事契約・着工
(交付決定日以降)

変更承認
(9ページ参照)

※ 交付申請から補助金額に変更が生じる場合は、原則として、変更に係る契約前かつ工事着手前に必ず変更の手続を行ってください。（軽微な変更を除く。）

※ 工事の中止・廃止をするときは、中止の手続を行ってください。

工事完了

※ 工事完了後1ヶ月以内に、速やかに実績報告等の必要書類を窓口提出してください。

実績報告・請求
(10ページ参照)

※ 令和4年3月15日までに工事を完了し、実績報告を行ってください。実績報告書、補助金請求書等の必要書類が実績報告の期限までに提出されない場合、補助金のお支払いができません。

市から
交付額決定通知
書送付

※ 工事内容の確認のため、現場検査を実施することがあります。

※ 実績報告に必要な書類が窓口で受理されてから、2箇月程度で、ご指定の口座に補助金をお振込みします。

補助金受取

4 必要書類

(1) 工事前の手續(交付申請)について

※●印の書類は必ず提出してください。○印の書類は、該当の方のみ提出が必要です。

必要な書類 (※)	書類作成上の注意
●交付申請書 (第1号様式)	□「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」と1枚目は共通様式としているため、コピーを提出することもできます。2枚目は各々作成してください。
●補助金額算出書 (第2号様式)	□金額に誤りがないように記入してください。
●付近見取図	□申請住宅の所在地の分かる図面（敷地や建物の輪郭が明確なもの） □住宅地図の写しやインターネットから印刷したものを提出してください。
●補助対象住宅の所有者又は居住者であることを示す書類	□現に居住している方⇒住民票の写し又は申請建築物の全部事項証明書の写し □現に居住していない方⇒申請建築物の全部事項証明書の写し ※いずれも交付後、3箇月以内のものに限ります。 ※登記事項要約書及び登記情報提供サービスによる印刷物では受け付けることができません。 ※引越し予定の方など所有予定者、居住予定者として申請する場合は、実績報告時に上記の書類を提出してください。 交付申請時には申述書（参考様式あり）が必要です。
●補助の対象となる工事に要する費用の見積書の写し	□発行元（工事施工者等）の押印が必要です。 □利用するメニューごとの工事費が分かるよう、見積書の項目はメニューごとに分けてください。 □補助の対象となる工事に要する費用の合計が分かるようにしてください。消費税、現場管理費などは除いてください。 □メーカー名、商品名及び施工面積（窓・ドアは寸法）を記載してください。 □計画図面や写真に記載する番号等と対応させて、わかりやすく整理してください。 ※補助対象となる工事で値引きがある場合、補助の対象となる工事に要する費用は値引き分を引いた費用としてください。
●補助の対象となる工事の計画図面	□図面は、工事を行う階全体の平面図など、工事箇所が明確に分かるものを縮尺1/100程度で作成してください。 □断熱材の設置や遮熱工事などで面積を確認する必要がある場合は、図面に寸法を記載してください。 □見積書と施工面積、寸法等は一致させてください。 □複数の工事内容を同一図面に表示する場合は、着色等により区別し、凡例を作成してください。

<p>●補助の対象となる 工事の計画図面 (続き)</p>	<p>□間取りの変更や窓の位置変更がある場合は、現況図を添付してください。</p> <p>□屋根の遮熱塗装工事の範囲に、下屋を入れる場合には、下屋の部分がわかる上下階の平面図もしくは下屋であることがわかる建物横からの写真を添付してください。</p> <p>□併用住宅の場合は、申請建築物全体の図面に、延べ面積及び住宅部分とその他の部分の面積を明記して、半分以上が住宅であることがわかるように作成してください。</p>
<p>●面積計算表 (参考様式あり)</p>	<p>□開口部の断熱改修、断熱材の使用量などが分かる書類を提出してください。</p>
<p>●使用材料が指定の 仕様・性能を備え ることがわかる書 類</p>	<p>□京都市が性能を確認済みの製品（京都市ホームページで公開）を使用する場合 ⇒当該材料を使用する旨を見積書等に明記し、京都市が性能を確認済みの製品一覧表の該当箇所にマーカーなどでチェックして、提出してください。</p> <p>□京都市が性能を確認済みの製品（京都市ホームページ等で公開）を使用しない場合 ⇒製品の性能・仕様が記載されたカタログ等の写しを提出してください。（補助の要件を満たすことが分かるもの）</p>
<p>○補助対象工事に係 る下請負人リスト (参考様式あり)</p>	<p>□市外事業者が元請負人で、下請負人として市内事業者が補助対象工事を施工する場合のみ提出が必要です。</p>
<p>○申請建築物の 全景写真 (参考様式あり) (併用住宅の場合)</p>	<p>□専用住宅以外の場合は、全景写真を添付してください。</p> <p>□L判程度のサイズの鮮明なカラー写真をA4の台紙（参考様式あり）に張り付けてください。</p>
<p>●誓約書</p>	<p>□補助の対象となる工事個所について、国若しくは地方公共団体から省エネ改修に関する同種類類似の補助金（グリーン住宅ポイント制度など）を受けないことを誓約してください。</p>

(2) 変更の手続について

必要な書類	書類作成上の注意
<p>●変更承認申請書 (第3号様式)</p>	<p>□交付申請から補助金額に変更が生じる場合は原則として、変更に係る契約前かつ工事着手前に変更の手続きが必要です。不明な点があれば、変更前に窓口までご相談下さい。</p> <p>□補助金額が変わらない変更（軽微な変更）がある場合は、完了時の実績報告書に変更内容を記入してください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額が変わらない窓サイズの変更（中→中など） ・最低使用量を満たしている断熱材の施工範囲の変更（大→大など） ・別表3の「断熱材の熱伝導率の値」の区分に応じた最低使用量を満たす断熱材の製品の変更（大→大など）

	<ul style="list-style-type: none"> ・引越しなど申請者の住所の変更 ・工事施工者の変更 <p style="text-align: right;">など</p>
●その他変更の内容が分かる資料	□工事の変更内容が分かるよう、変更後の補助金額算出書(第2号様式)、見積書、図面、面積計算表などを添付してください。

(3) 中止・廃止の手続について

必要な書類	書類作成上の注意
●補助事業中止・廃止届出書(第4号様式)	□補助金の交付の申請を取りやめる場合は必ず提出してください。

(4) 工事後の手続(実績報告)について

※●印の書類は必ず提出してください。○印の書類は、該当の方のみ提出が必要です。

必要な書類	書類作成上の注意
●実績報告書(第5号様式)	□「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」と1枚目は共通の様式としているため、コピーを提出することもできます。2枚目は各々作成してください。
●工事内容を証明する書類(第6号様式) 要押印	<p>□工事施工者名の工事内容証明書【第6号様式】又は、使用した材料のメーカーや代理店等が発行した出荷証明書又は納品書の写し*(現場名、現場住所、現場使用した材料の商品名や型番、量、寸法等が明記されたものに限る。)を提出してください。</p> <p>□断熱材の設置については、工事内容証明書【第6号様式】の提出に加えて、使用量がわかる出荷証明書又は納品書の写しを提出してください。</p> <p>※出荷証明書や納品書には、出荷元の押印が必要です。</p> <p>※申請したメニュー全てで出荷証明がそろわない場合にも、工事内容証明書【第6号様式】を提出してください。</p>
●補助金請求書(第7号様式)	□「請求の日付」は、空欄のまま提出してください。
●補助金の振込先(別紙)	□振込先は申請者の口座としてください。
●工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し 要押印	<p>□工事請負契約は交付申請の手続き後に行ってください。 (契約書又は注文請書の日付が交付決定通知日より前の場合、補助を受けることができません。)</p> <p>□省エネ改修工事に係る申請者の氏名が記載された「工事請負契約書」又は「注文書・注文請書」の写しを提出してください。</p> <p>□「契約書」、「注文書・注文請書」には双方の押印が必要です。</p> <p>□契約者は申請者と同一の者としてください。</p>

○下請契約に係る契約書等の写し <input type="checkbox"/> 要押印	<input type="checkbox"/> 市外事業者が元請負人で、下請負人として市内事業者が補助対象工事を施工する場合のみ提出が必要です。																																																																																			
●領収書の写し <input type="checkbox"/> 要押印	<input type="checkbox"/> 事業者の押印が必要です。 <input type="checkbox"/> 申請者宛てとしてください。 <input type="checkbox"/> 契約書の金額と領収書のコピー金額が異なる場合は、「省エネルギーフォーム補助対象工事費 ¥〇〇〇〇（税抜）を含む」など補助対象工事に要する費用が含まれることが分かるように記載してください。																																																																																			
●補助事業の実施状況を示す写真（参考様式あり）	<input type="checkbox"/> 利用したメニューごとに工事前、工事中、工事後の写真は同一アングルで撮影し、分かりやすくまとめてください。 <input type="checkbox"/> 写真の撮影箇所がわかるように各写真に番号や符号などを付けてください。 <input type="checkbox"/> 計画図面や見積書等の番号や符号と対応させてください。 <input type="checkbox"/> 写真はカラー印刷し、A4の台紙（参考様式あり）に片面で分かりやすくまとめてください。（L判程度のサイズとしてください。） <input type="checkbox"/> 写真撮影の際は、可能な限り、「撮影日」「撮影箇所」「撮影現場名」を記載した黒板等を一緒に撮影してください。 <input type="checkbox"/> 魚眼レンズで撮影した写真では受け付けることができません。 <input type="checkbox"/> 必要な工事写真は原則として以下のとおりです。 <u>工事前、工事中の写真の撮り忘れがないようにご注意ください。</u> <table border="1" data-bbox="560 1272 1457 1960"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象工事</th> <th>工事前</th> <th>工事中</th> <th>工事後</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開口部の断熱改修</td> <td>内窓設置・外窓交換</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガラス交換</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ドアの断熱改修</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">外壁への断熱材の設置</td> <td>解体後</td> <td>設置後</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋根への断熱材の設置</td> <td>解体後</td> <td>設置後</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">天井への断熱材の設置</td> <td>解体後</td> <td>設置後</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床への断熱材の設置</td> <td>解体後</td> <td>設置後</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内装断熱パネルの設置</td> <td>解体後</td> <td>設置後</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋根面・外壁面の遮熱改修</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">庇の設置</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">窓面の遮熱工事</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高断熱浴槽の設置</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">内装の左官工事</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	対象工事		工事前	工事中	工事後	材料	開口部の断熱改修	内窓設置・外窓交換	○		○		ガラス交換	○	○	○		ドアの断熱改修		○		○		外壁への断熱材の設置		解体後	設置後		○	屋根への断熱材の設置		解体後	設置後		○	天井への断熱材の設置		解体後	設置後		○	床への断熱材の設置		解体後	設置後		○	内装断熱パネルの設置		解体後	設置後		○	屋根面・外壁面の遮熱改修		○	○	○	○	庇の設置		○		○		窓面の遮熱工事		○	○	○		高断熱浴槽の設置		○		○		内装の左官工事		○	○	○	○
対象工事		工事前	工事中	工事後	材料																																																																															
開口部の断熱改修	内窓設置・外窓交換	○		○																																																																																
	ガラス交換	○	○	○																																																																																
ドアの断熱改修		○		○																																																																																
外壁への断熱材の設置		解体後	設置後		○																																																																															
屋根への断熱材の設置		解体後	設置後		○																																																																															
天井への断熱材の設置		解体後	設置後		○																																																																															
床への断熱材の設置		解体後	設置後		○																																																																															
内装断熱パネルの設置		解体後	設置後		○																																																																															
屋根面・外壁面の遮熱改修		○	○	○	○																																																																															
庇の設置		○		○																																																																																
窓面の遮熱工事		○	○	○																																																																																
高断熱浴槽の設置		○		○																																																																																
内装の左官工事		○	○	○	○																																																																															

5 対象工事ごとの書類作成のポイント

(1) 内窓設置, 外窓交換, ガラス交換, ドアの断熱改修

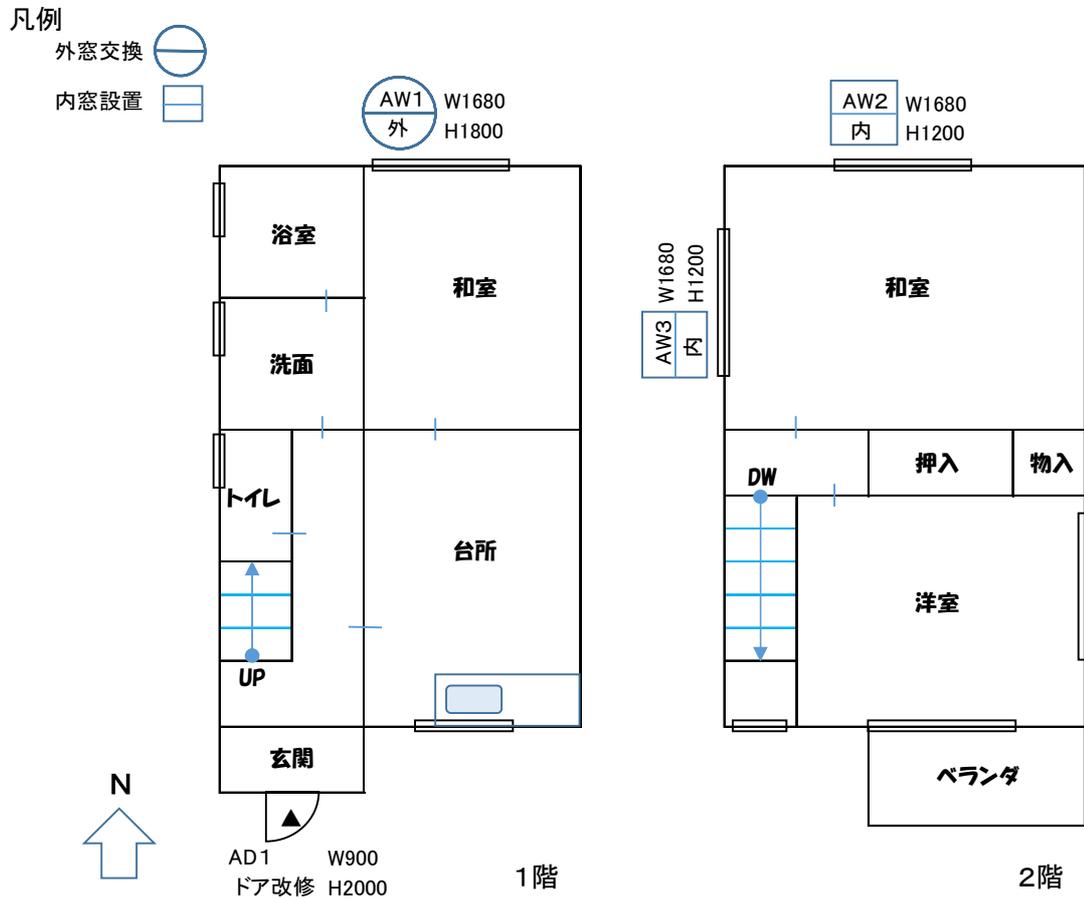
A 計画図

次の項目をご記入ください。

(注) 計画図と現況が大きく異なるときは現況図をご用意ください。

- ① 室名 (玄関・台所・洋室・和室・浴室・便所・納戸など)
- ② 建具記号 (例: AW1, AD1, 窓1, 玄関扉, 勝手口など)
- ③ 寸法 (見積書, 面積計算表, 工事内容証明書と合わせてください)
- ④ 工事メニュー名 (内窓設置・外窓交換・ガラス交換・ドア改修など (記号化しても可))
- ⑤ 凡例 (記号化した場合)

(計画図例)



イ 見積書

仕様・摘要・備考欄を活用して次の項目をご記入ください。

- ① メーカー名・商品名
- ② 建具記号 (計画図と合わせてください)
- ③ 寸法 (計画図, 面積計算表, 工事内容証明書と合わせてください)

(見積書例)

項目・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(内窓設置)					
メーカー：〇〇 商品名：×× W1680×H1200	2	箇所	00,000	000,000	AW2 AW3

ウ 面積計算表(参考様式あり)

見積書を基に次の項目を記入し、作成してください。

- ① **建具記号** (計画図と合わせてください)
- ② **寸法** (計画図, 見積書, 工事内容証明書と合わせてください)
- ③ 大・中・小ごとの**箇所数** (枚数)

(面積計算表例)

窓の断熱改修/ドアの断熱改修 面積計算表

内窓設置 外窓交換 ガラス交換 / ドア断熱改修

窓の断熱改修 【内窓設置・外窓交換】	大	2.8㎡以上
	中	1.6㎡以上 2.8㎡未満
	小	0.2㎡以上 1.6㎡未満

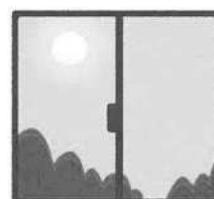
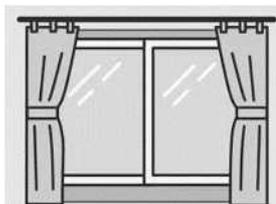
内窓設置						※「No.」は見積書の番号を記入してください。		
図面の工事箇所にも記入してください						箇所数を記入		
No. (例: W1 など)	幅 W(m)	×	高さ H(m)	=	面積(㎡) 小数点以下2桁まで記入(切り捨)	大	中	小
AW2 AW3	1.68	×	1.20	=	2.01		2	

- (参考) ※ サイズが同じ場合は、一段にまとめて記入することができます。
※ 寸法は窓の外枠で測定してください。

エ 工事写真の撮り方

- ・ 計画図のどの位置の窓やドアか分かるように凡例を記入してください。
 - ・ 開口部の形がわかるようにカーテン・障子等は外し、障害物がある場合はなるべく取り除いて、1箇所ごとに撮影してください。
- (注) 屋内から撮影するのが困難な場合は、屋外から撮影していただいても構いません。ただし、内窓設置は室内側から撮影してください。
- ・ 開口部の場所が特定できる特徴を一緒に撮影してください (窓の外の風景、壁や柱、クーラーなど)。
 - ・ 内窓設置の施工後の写真は、**既存の建具も写るよう**内窓を少し開け、二重であることが分かるように撮影してください。

(工事写真の撮り方例)



工事写真の撮り方(例) 基本工事(内窓の設置)

施工前

【備考】

写真番号①

メニュー名：

内窓設置（大）

階数：1F

場所：居間



ガラス交換など施工前、施工後で工事内容が写真では分かりにくい場合は、施工中の写真や二重のガラスとなっていることがわかる写真を添付してください。

また、工事用の黒板等を用いて、撮影場所や撮影日を明示することが望ましいです。

施工後

【備考】

写真番号①

メニュー名：

内窓設置（大）

階数：1F

場所：居間



※ 内窓を少し開けて窓が二重であることがわかるように撮影してください。

(2) 外壁, 屋根, 天井, 床への断熱材設置

A 計画図

次の項目をご記入ください。

(注) 計画図と現況が大きく異なるときは現況図もご用意ください。

(注) 改修範囲がわかる図面を準備してください。

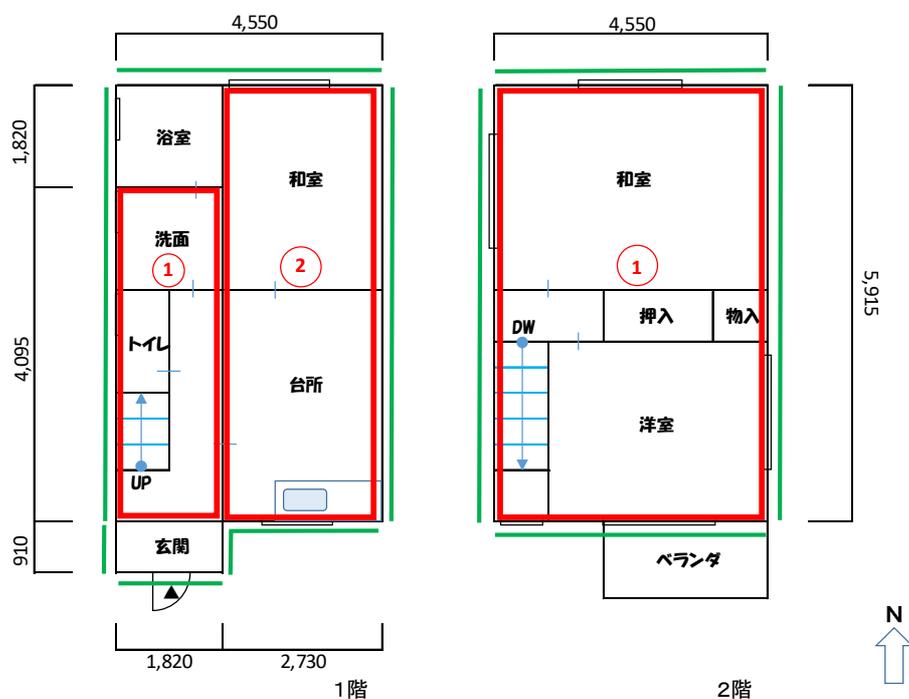
- ・ 屋根への断熱材設置を行う場合：屋根伏図
- ・ 天井への断熱材設置を行う場合：平面図
- ・ 外壁への断熱材設置を行う場合：簡易計算の場合…平面図
詳細計算の場合…平面図と立面図
- ・ 床への断熱材設置を行う場合：平面図

① 室名 (玄関・台所・洋室・和室・浴室・便所・納戸など)

② 寸法や屋根勾配

③ 改修範囲 (面積の確認ができるように区画に分けて番号を振ってください。)

(計画図例)



イ 見積書

(注) 見積書は記載例です。下記の内容が記載されていれば、書式は問いません。

① メーカー名・商品名・厚み

② 改修面積 (外壁や屋根の簡易計算の場合を除き面積計算表の合計面積と合わせてください)

③ 金額

④ 改修部位

(見積書例)

項目・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(床への断熱材設置)					
メーカー：〇〇 商品名：×× 厚み t = 〇〇	23.60	m ²	00,000	000,000	1階床
(天井への断熱材設置)					
メーカー：〇〇 商品名：×× 厚み t = 〇〇	〇〇	m ²	00,000	000,000	2階天井

ウ 面積計算表(参考様式あり)

(ア) 床への断熱材設置 (天井への断熱材設置も同様)

次の項目をご記入ください。

- ① 幅・奥行 (計画図で確認できるように計画図の番号に合わせて、記入してください)
- ② 面積 (小数点第3位を切り捨て、小数点以下2桁で記入してください)

(面積計算書例)

床断熱材設置

No.	幅 W(m)	×	奥行 D(m)	=	面積 <small>小数点以下2桁まで記入/減算部は(-)</small>
床①	1.82	×	4.095	=	7.45 m ²
床②	2.73	×	5.915	=	16.14 m ²
床③		×		=	m ²

床①～③合計 23.60 m²

② ①で記入した使用する断熱材の熱伝導率から当てはまるものを選択してください

断熱材の熱伝導率 : W/mK ①使用する断熱材の熱伝導率を記入

断熱材の熱伝導率	使用面積(m ²)	×	厚さ(m)	=	使用量(m ³)	最低使用量(m ³)	
						大	小
<input type="checkbox"/> 0.052~0.046		×		=		<input type="checkbox"/> ≥ 3.5	<input type="checkbox"/> ≥ 1.75
<input type="checkbox"/> 0.045~0.041		×		=		<input type="checkbox"/> ≥ 3	<input type="checkbox"/> ≥ 1.5
<input type="checkbox"/> 0.040~0.035		×		=		<input type="checkbox"/> ≥ 2.5	<input type="checkbox"/> ≥ 1.25
<input type="checkbox"/> 0.034~0.029		×		=		<input type="checkbox"/> ≥ 2	<input type="checkbox"/> ≥ 1
<input checked="" type="checkbox"/> 0.028以下	23.60	×	0.1	=	2.36	<input checked="" type="checkbox"/> ≥ 1.5	<input type="checkbox"/> ≥ 0.75

③面積計算表から転記してください

④見積書と合わせてください
(単位: m)

⑤あてはまるものを選択

(イ) 外壁への断熱材設置 (外壁の遮熱工事も同様)

簡易計算と詳細計算のどちらでも申請することができます。

工事完了後は断熱材の最低使用量や塗装の最低面積を満たしていることを確認するため、使用量などがわかる書類(出荷証明書等)の提出が必要となります。

○ 簡易計算で申請する場合

次の項目をご記入ください。

- ① 壁長 (計画図に合わせて、壁の各面の壁長を記入してください)
- ② 階高

(面積計算表例)

の部分に記入してください。

1階					
南面	東面	西面	北面	1階 壁長	
4.55 m	+ 6.825 m	+ 6.825 m	+ 4.55 m	=	22.75 m
総長		階高	1階 壁面積		
22.75 m		× 2.4 m	= 54.6 m ²		
2階					
南面	東面	西面	北面	2階 壁長	
4.55 m	+ 5.915 m	+ 5.915 m	+ 4.55 m	=	20.93 m
総長		階高	2階 壁面積		
20.93 m		× 2.4 m	= 50.23 m ²		
1階 壁面積	2階 壁面積	壁の割合	総壁面積		
54.6 m ²	+ 50.23 m ²	× 70 %	=		104.83 m ²

壁の割合は70%として計算してください。

○ 詳細計算で申請する場合

断熱材を設置する立面の面積から開口部の面積を引いて、壁面積を算定してください。また、詳細計算で申請する場合は、立面図の添付が必要です。

(ウ) 屋根の断熱材設置（屋根の遮熱工事も同様）

次の項目をご記入ください。

- ① 幅・奥行（計画図の番号と合わせて、記入してください）
（注）断熱材の設置の場合は軒先を入れずに計算してください。
- ② 面積（小数点第3位を切り捨て、小数点以下2桁で記入してください）

右の表の勾配係数を記入してください。
屋根を考慮せず、勾配係数を「1」として算定することも可能です。

屋根断熱材設置・遮熱改修

No.	幅 W(m)	×	奥行 D(m)	×	勾配係数	=	面積 <small>小数点以下2桁まで記入/遮熱部は(-)</small>
屋①	4.55	×	9.1	×	1.044	=	43.22 m ²
屋②		×		×		=	m ²
屋③		×		×		=	m ²

勾配係数	
5分	1.001
1寸	1.005
2寸	1.020

□屋根 断熱材の熱伝導率 : 0.034 W/mK

①使用する断熱材の熱伝導率を記入

②当てはまるものを選択してください

断熱材の熱伝導率	使用面積(m ²)	×	厚さ(m)	=	使用量(m ³)	最低使用量(m ³)
<input type="checkbox"/> 0.052~0.046		×		=		≥7
<input type="checkbox"/> 0.045~0.041		×		=		≥6
<input type="checkbox"/> 0.040~0.035		×		=		≥5
<input checked="" type="checkbox"/> 0.034~0.029	43.22	×	0.1	=	4.32	≥4
<input type="checkbox"/> 0.028以下		×		=		≥3

③面積計算表から転記してください

④見積書と合わせてください
(単位: m)

エ 工事写真

- 断熱材の品名、型番、厚みが分かる写真を現場で撮影してください。
- 主な工事箇所について撮影してください。居室は部屋ごとにすべて撮影してください。

- 外壁や屋根は，断熱材を設置した面がそれぞれ写るように撮影してください。
（部屋全体の工事であれば，4面それぞれの主な工事場所を撮影してください。）
- 撮影場所がわかるように部屋名などを記入してください。
- 下屋の遮熱塗装工事は，下階が部屋であることがわかるような写真を撮影してください。

工事写真の撮り方(例) 基本工事(屋根面の遮熱工事)

材料の写真

【備考】
遮熱塗料の缶

写真を貼付



施工前

【備考】
写真番号①
屋根の遮熱工事
東側屋根面

撮り忘れがないよう
にご注意くださ
い。



工事した屋根面が全て写るようにしてください。

施工後

【備考】
写真番号②
屋根の遮熱工事
東側屋根面



6 対象工事ごとの留意点

(1) 内窓設置, 外窓交換, ガラス交換, ドアの断熱改修

- ・ 玄関ドア, 勝手口ドアのガラス交換は, 「ガラス交換」として補助を受けることができます。
- ・ ドアの面積は外枠の寸法で算出してください。ただし, 引戸の場合は, 開口部分の面積となり, レール枠の部分は, 面積に含めることはできません。

(2) 外壁, 屋根, 天井, 床への断熱材設置

- ・ 外部に面する箇所が対象となります。車庫や2階の床の場合など補助の対象になるか不明な場合は窓口までご相談ください。
- ・ 土壁への断熱材設置は, 土壁の室外側に断熱材を施工するものが補助対象です。個別に可否を判断しますので, 申請に時間がかかることがあります。
- ・ 床の断熱材設置には, 基礎又は土間に断熱材を設置する場合も含まれます。
- ・ 一定の断熱性能を持つ畳についても, 補助の対象となる場合がありますので, 窓口までご相談ください。
- ・ 屋根面に断熱材を設置する場合であっても, 屋根の改修(野地板(下地)の貼替えを伴うもの)を行わず, 屋根裏から断熱材を設置する場合は, 「天井への断熱材設置」となります。
- ・ 屋根の断熱材設置は, 野地板(下地)を外していることが分かる写真を撮影してください。添付が無い場合には, 「天井への断熱材設置」とみなします。
- ・ 外壁や屋根は, 断熱材を設置した面をそれぞれ撮影してください。(外壁4面の場合には, 1面ごとにそれぞれ少なくとも1枚ずつ)

(3) 内装断熱パネルの設置

- ・ 平面図, 立面図, 天井伏図などに, 窓や扉の開口部を除いたパネルの設置範囲, 寸法, 設置面積を明示してください。
- ・ 断熱材の現場搬入時に, 品名, 型番等が分かる写真を撮影してください。
- ・ 断熱材の設置とは, 同時に利用できません。
- ・ 面積は, 壁・天井・床のそれぞれの部位別に算定してください。

(4) 屋根面の遮熱工事

- ・ 屋根伏図に, 工事範囲, 寸法, 工事面積を明示してください。
- ・ 施工範囲が分かる写真及び工事中の写真(主な施工範囲が写っている写真, 分割して撮影することも可。)を撮影してください。
- ・ 材料が現場搬入された際に, 品名, 型番が分かる写真(塗料の缶の写真など)を撮影してください。
- ・ 下屋の遮熱塗装工事は, 下が部屋であることがわかるような建物横からの写真(庇ではないことが分かる写真)を撮影してください。

(注) 面積計算表や見積書などの書き方は, 「屋根への断熱材設置」の箇所を

ご覧ください。

※ 遮熱塗装等には、遮熱瓦も含まれます。

※ 庇部分は対象外です。屋根と庇の判断がつかない場合は、窓口までご相談ください。

(5) 外壁面の遮熱工事

- ・ 材料が現場搬入された際に、品名、型番が分かる写真（塗料の缶の写真など）を撮影してください。
- ・ 施工範囲が分かる写真及び工事中の写真（主な施工範囲が写っている写真、分割して撮影することも可。）を撮影してください。

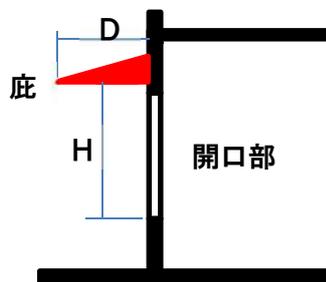
(注) 面積計算表及び見積書などの書き方について、外壁への断熱材設置の箇所（14ページ参照）をご覧ください。

(6) 庇の設置、窓面への遮熱工事の施工(遮熱フィルム、遮熱塗装)

ア 庇の設置

- ・ 庇の形状・寸法が確認できる資料（図面等）を添付してください。
 - ・ 庇等の寸法が分かるよう、メジャーなどをあてて撮影してください。
- ※ 遮熱効果が認められない庇（透明、半透明の素材のもの等）については、補助の対象となりません。

【庇等の寸法の規定】



補助対象となる庇等の基準

$$D \geq 1/3H$$

H: 庇等の下端から開口部下端までの距離

D: 庇等の出寸法

イ 遮熱フィルム又は遮熱塗装の施工

- ・ 平面図などに工事位置及び工事を行うガラスの寸法を明示してください。
- ・ 工事中（作業中）の写真も撮影してください。

(7) 高断熱浴槽の設置

- ・ 平面図に工事位置を明示してください。
- ・ 浴槽のふたを浴槽と一緒に撮影してください。

(8) 内装の左官工事(オプション工事)

- ・ 基本工事を行った部屋の左官工事であることを確認してください。
- ・ ふすま、障子や扉等の建具で囲われた範囲内を同一の部屋とみなします。リビング・ダイニングなど同じ部屋に当たるか不明の場合には、窓口までご相談ください。

(例) リビングに付属の畳コーナーは、建具で区切ることができる場合に

は、別部屋として扱います。

- ・ 平面図，展開図などに工事範囲を明示してください。
- ・ 施工範囲が分かるように施工した部屋の各面をできるだけ広角に撮影してください。
- ・ 材料が現場搬入された際に，品名が分かる写真（材料の袋の写真など）を撮影してください。
- ・ 下地の工法については問いません。

(9) 浴室の断熱改修(オプション工事)

- ・ 開口部の断熱改修と高断熱浴槽の設置を同時に行う場合に利用できます。
- ・ 浴室の開口部であることがわかるように撮影してください。

7 記入例

第1号様式 交付申請書 記入例

第1号様式 (令和3年度)

交付申請書

(あて先) 京都市長		令和3年4月12日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地		ふりがな: きょうと たろう 申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) 京都太郎 (電話 075-222-3666)
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱第11条第1項及び京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。		
補助対象建築物の概要	所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> その他(京都市)
	建築年	(明治・大正 昭和 平成) 45 年
	住戸の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 (戸 / 全 戸)
	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅(予定を含む) <input type="checkbox"/> 店舗等を兼ねる住宅 延べ面積 m ² (うち居住部分 m ²) 居住部分の面積の割合 (% ≥ 50%) 居住部分以外の部分の用途 ()
関係権利者の同意	関係権利者の同意を得ている。 (・所有予定者、居住者、居住予定者の場合…所有者の同意 ・複数の者で共有している住宅の場合…共有者全員の同意 ・賃貸住宅の場合…賃貸人及び賃借人の全員の同意) <input checked="" type="checkbox"/> はい	

専用住宅の場合は、記入不要です。

※ 申請を代理人に委任する場合は、以下について記入してください。

<h3><委任状></h3>		受付欄 ※この欄は記入しないでください															
私(申請者)は、下記の者を代理人と定め、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金及び京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金に係る一切の手続の権限を委任します。 年 月 日		受付番号 (耐震)															
(委任者) 住所	氏名	(学区) (省エネ)															
(代理人) 住所		受付印															
氏名	電話(日中連絡がつく番号)	中間検査予定日															
以上																	
<p>京都市のすまいに関する助成制度等の利用状況</p> <table border="0"> <tr> <td>1 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>申請(予定を含む)</td> <td><input type="checkbox"/>予定なし</td> </tr> <tr> <td>2 既存住宅の省エネリフォーム支援事業</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>申請(予定を含む)</td> <td><input type="checkbox"/>予定なし</td> </tr> <tr> <td>3 住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助事業</td> <td><input type="checkbox"/>申請(予定を含む)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>予定なし</td> </tr> <tr> <td>4 空き家の活用・流通支援等補助金</td> <td><input type="checkbox"/>申請(予定を含む)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>予定なし</td> </tr> <tr> <td>5 指定京町家改修補助金・個別指定京町家維持修繕補助金</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>申請(予定を含む)</td> <td><input type="checkbox"/>予定なし</td> </tr> </table>			1 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業	<input checked="" type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input type="checkbox"/> 予定なし	2 既存住宅の省エネリフォーム支援事業	<input checked="" type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input type="checkbox"/> 予定なし	3 住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助事業	<input type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし	4 空き家の活用・流通支援等補助金	<input type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし	5 指定京町家改修補助金・個別指定京町家維持修繕補助金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input type="checkbox"/> 予定なし
1 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業	<input checked="" type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input type="checkbox"/> 予定なし															
2 既存住宅の省エネリフォーム支援事業	<input checked="" type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input type="checkbox"/> 予定なし															
3 住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助事業	<input type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし															
4 空き家の活用・流通支援等補助金	<input type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし															
5 指定京町家改修補助金・個別指定京町家維持修繕補助金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請(予定を含む)	<input type="checkbox"/> 予定なし															

・代理人が施工者・設計者等である場合は、会社の住所と連絡先(携帯可)を記載してください。

□ 京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金

申請しようとする住宅の数	【 1 】戸 申請しようとする住宅が複数の場合は、別記様式を提出してください。	2戸以上の場合、別記様式を提出してください。 (補助金の合計が50万円に達するまでは、何度でも申請が可能です。)
同種類 の補助金 の交付に ついて	過去の「京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱」に基づく補助金の交付について <input checked="" type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている(利用時期: 年 月, 補助金交付額: 円) 補助事業を実施する箇所について、上記の補助金のほかの国又は地方公共団体から同種類補助金の交付について	→ <input checked="" type="checkbox"/> 受けたことがない
補助対象工事に要する費用(※)	1,000,000 円	見積書の補助対象工事に要する費用と一致させてください。
補助金額(※)	71,000 円	第2号様式の補助金額の合計と一致させてください。
補助対象工事を申請者から直接請け負う工事施工者(予定)	業者名: 株式会社 △△△工務店 本店所在地: 〒 000-0000 京都市〇〇区〇〇〇〇	担当者: △△ △△ 電話: 000-000-0000
補助事業実施予定期間	令和 2 年 5 月 25 日 ~ 令和 2 年 7 月 30 日	実績報告の期限内であることを確認してください。
補助対象工事の要	補助を受けようとする工事について「京都市既存住宅省エネリフォーム」までの規定を満たしている。 工事の契約予定日としてください。 (交付決定書の通知日以降としてください。)	→ <input checked="" type="checkbox"/> はい

※ 複数戸を申請する場合は、各戸の住宅の合計額を記入してください。

添付書類一覧 (番号順に添付のこと)
(1) 補助対象工事に係る下請負人リスト (補助対象工事を申請者から直接請け負う工事施工者 (予定) が、本店又は主たる事務所を京都市外に置く場合に限る。)
(2) 補助金額算出書【第2号様式】
(3) 付近見取図
(4) 所有者であることを証する書類, 又は, 居住者であることを証する書類 (交付申請のときから3箇月以内に証明されたものに限る。)
(5) 補助事業に要する費用の見積書
(6) 補助事業の計画図面 (工事部位, 工事内容)
(7) 申請建築物の全景写真 (専用住宅の場合は不要。)
(8) 使用する材料等が, 本市が指定する性能を備えることが分かる書類 (製品の省エネ性能等が記されたカタログの写し等。ただし, 使用する材料等が, 本市が性能を確認済みのものである場合は一覧表。)

※必要に応じて、面積計算表を添付してください。

第2号様式 補助金額算出書 記入例

第2号様式 補助金額算出書

工事種別			(ア)単価(円)	(イ)数量	合計(ア)×(イ) (円)
開口部の断熱改修	内窓設置	大 2.8㎡以上	18,000	箇所	
		中 1.6㎡以上2.8㎡未満	12,000	箇所	
		小 0.2㎡以上1.6㎡未満	7,000	3 箇所	21,000
	外窓交換	大 2.8㎡以上	18,000	箇所	
		中 1.6㎡以上2.8㎡未満	12,000	箇所	
		小 0.2㎡以上1.6㎡未満	7,000	箇所	
	ガラス交換	大 1.4㎡以上	7,000	枚	
		中	4,000	枚	
		小	2,000	枚	
	ドアの断熱改修	玄関ドア(2.6㎡以上)		30,000	箇所
上記以外の場合		15,000	箇所		
外壁への断熱材設置	土壁への	大	200,000	式	
		100,000	式		
	上記以外	小	50,000	式	
屋根への断熱材設置			100,000	式	
天井への断熱材設置	大	30,000	1 式	30,000	
	小	15,000	式		
床への断熱材設置	大	50,000	式		
	小	25,000	式		
内装断熱パネルの設置	壁	16㎡以上	50,000	式	
		8㎡以上16㎡未満	25,000	式	
	天井	16㎡以上	50,000	式	
		8㎡以上16㎡未満	25,000	式	
	床	16㎡以上	50,000	式	
		8㎡以上16㎡未満	25,000	式	
遮熱工事	屋根面の遮熱工事(遮熱塗装等, 遮熱鋼板)	50㎡以上	30,000	式	
		25㎡以上50㎡未満	15,000	式	
	外壁面の遮熱工事	50㎡以上	30,000	式	
		25㎡以上50㎡未満	15,000	式	
	庇の設置		8,000	箇所	
	窓面の遮熱工事(遮熱フィルム, 遮熱塗装等)	大 1.4㎡以上	2,000	枚	
		中 0.8㎡以上1.4㎡未満	1,000	枚	
小 0.1㎡以上0.8㎡未満		500	枚		
高断熱浴槽の設置			20,000	式	
①小計					51,000 円
オプション工事	内装の左官工事		20,000	1 式	20,000
	浴室の断熱改修		10,000	式	
②小計 (①の金額を超える場合はその金額)					20,000 円
補助金額合計(50万円を超える場合は50万円)と②の合計額を記入してください。					71,000 円
(参考) 総工事費用※省エネフォーム以外の工事も含めた工事金額(総括)を記入してください。					2,871,000 円

京都市既存住宅省エネリフォーム支援事業と国等が実施する
同種類別の補助金の交付を受けないことに関する誓約書

京都市既存住宅省エネリフォーム支援事業を実施する箇所について、国若しくは地方公共団体から、省エネ改修に関する同種類別の補助金の交付を受けないことに間違いありません。

また、同種類別の補助金の交付を受けた場合において、交付決定の全部若しくは一部が取り消されることについて、一切異議を申し立てません。

補助対象建築物の住所 京都市 _____ 区 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

- ※ 補助事業を実施する箇所については、国若しくは地方公共団体から省エネ改修に関する同種類別の補助金の交付を受けていないことが補助金交付の要件となっています。(京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱第3条)
- ※ この要件を欠くに至ったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更し(同要綱第17条、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条)、既に補助金が交付されているときは、加算金等を含めた補助金相当額を返還いただきます。(同条例第23条及び第24条)

第3号様式 変更承認申請書 記入例

第3号様式

変 更 承 認 申 請 書

(あて先) 京 都 市 長	令和 3 年 4 月 26 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) 京 都 太 郎 (電話 075-222-3666)

京都市から送付される交付決定通知書の右上に記載されている年月日及び番号を記入してください。

補助事業の内容の変更又は経費の配分について変更し、交付決定通知書の右側に記載されている年月日及び番号を記入し、本申請書と併せて、交付決定通知書に添付されている「フォーム支援補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。	
交付決定通知書の 年月日及び番号	令和〇〇年 〇月 〇〇日 京都市指令都住政第 〇〇〇〇 号
報 告 の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の変更のため。 <input type="checkbox"/> その他 ()
変 更 の 内 容	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更の内容を分かりやすく、簡潔に記入し、変更の内容が分かる書類（図面や見積書等）を添付してください。 ・ 補助金額や補助メニューを追加する場合、補助金額算出書（第2号様式）、計画図、製品一覧表などを添付してください。 </div> <p style="color: red; margin-bottom: 10px;">記入例：</p> <p style="color: red; margin-bottom: 10px;">窓の仕様の変更</p> <p style="color: red; margin-bottom: 10px;">AW-1 W1600×H900 (1.44㎡) 小 → W1600×H1400 (2.24㎡) 中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象工事に要する費用について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 変更なし <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり (1,000,000) 円 → (1,200,000) 円 ・ 補助金額について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 変更なし <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり (71,000) 円 → (76,000) 円

※ 適宜、写真、補助金額算出書等の資料を添付してください。

第4号様式 補助事業中止・廃止届出書 記入例

第4号様式

補助事業中止・廃止届出書

(あて先) 京 都 市 長	令和 3 年 5 月 30 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) 京 都 太 郎 (電話 075-222-3666)

京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱第...業を中止・廃止する旨を届け出ます。		京都市から送付される交付決定通知書の右上に記載されている年月日及び番号を記入してください。
交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都住政第 号	
中止・廃止の理由	<p>記入例：予算の都合上、工事を取り止めたため 等</p> <p>中止又は廃止に至った理由を簡潔に記載してください。</p>	

第5号様式 実績報告書 記入例

第5号様式（令和3年度）

実 績 報 告 書

(あて先) 京 都 市 長	3 年 8 月 15 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) 京 都 太 郎 (電話 075 - 222 - 3666)

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム 京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱第 関係書類を添えて、報告します。(※1)		本様式1枚で耐震リフォームと省エネリフォームを同時に申請する場合、年月日及び番号を記入して、コピーを提出してください。 事業ごとに本様式を作成する場合には、記入不要です。
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業	交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都建安第 号
変更承認通知書の年月日及び番号(※2)	年 月 日	京都市から送付される交付決定通知書の右上に明記されている年月日及び番号を記入してください。
京都市既存住宅省エネリフォーム支援事業	交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都住政第 号
変更承認通知書の年月日及び番号(※2)	年 月 日	変更申請書を提出した場合に京都市から送付される変更承認通知書の右上に明記されている年月日及び番号を記入してください。 変更を複数回行っている場合は、2段に記載するなど全て記載してください。

- ※1 この面は、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業及び京都市既存住宅省エネリフォーム支援事業で共通です。これらの事業を同時に利用する場合、京都既存住宅省エネリフォーム支援事業の面を複写して利用することが可能です。
- ※2 変更承認申請書を提出している場合に記入してください。複数回変更している場合は、最終の変更承認通知書の年月日及び番号を記入してください。

受付欄 ※この欄には記入しないでください	受付印
-------------------------	-----

□ 京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金

補助対象工事に要する費用 (※)	1,200,000 円 (税抜金額としてください。)
補助金額 (※)	76,000 円
補助事業の実施期間	令和 3 年 5 月 25 日 ~ 令和 3 年 7 月 30 日

交付決定通知書の金額と一致させてください。交付決定後に、補助対象工事金額が変更になった場合は、変更後の金額としてください。

・交付額算出書(第2号様式)の補助金額欄と一致させてください。
・変更がある場合は、変更後の金額としてください。

補助対象工事の工期を記入してください。

※ 複数の住宅を申請する場合は、申請しようとする全ての住宅の合計額を記入してください。

軽微な変更がある場合、以下の欄に記入してください。

補助対象工事に要する費用の変更

変更前 _____ 円

変更後 _____ 円

工事種別ごとの補助金の額に変更を生じない工事内容の変更

記入例: 窓の仕様の変更

AW-1 W1600×H900 (1.44㎡) 小
→ W1600×H600 (0.96㎡) 小

工事施工者の変更

・変更後の業者名: _____

・変更後の業者の本店所在地: 〒 _____

補助事業者(申請者)の住所の変更

申請者住所の変更がある場合、ここにチェックをしてください。

その他

・補助対象工事に要する費用に変更があった場合、記入してください。
・変更承認申請書を提出している場合は不要です。
※補助金額が変更になる場合や工事内容が交付申請時から変更をする場合は、変更承認申請が必要です。

元請や下請など施工者に変更がある場合、ここに記入してください。

添付書類一覧(番号順に添付のこと)

- 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類の写し
- 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- 補助事業の下請契約に係る契約書又はこれに代わる書類の写し(補助対象工事を申請者から直接請け負う工事施工者が、本店又は主たる事務所を京都市外に置く場合に限る。)
- 補助事業の着手前及び完了後(隠ぺい部については施工中)の状況を示す写真(補助対象工事部位ごとの写真)
- 補助事業の施工者が発行する工事内容証明書【第6号様式】若しくは使用した材料等の出荷証明書又は納品書等の写し

第6号様式 工事内容証明書（表紙） 記入例

第6号様式

工事内容証明書

本書式は複数枚あります。
補助対象工事を行ったメニューのページを全て提出してください。

下記のとおり、京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱第6条に適合する工事を行ったことを証明します。

工事完成日以降の日付にしてください。

令和 3 年 8 月 10 日

社印を押してください。
(朱肉による印に限ります)

工事施工者

印

所在地

元請負人としてください。

電話

申請者氏名をご記入ください。

京都市長 あて

工事発注者の氏名	京都 太郎
補助対象住宅の所在地	京都市 中京区 寺町通御池上る上本能寺前町488番地 マンション・アパート名・部屋番号 (部屋番号は必ず記入してください)

- ※1 補助対象工事を申請者から直接請け負う工事施工者（元請）が記載してください。
- ※2 必ず記載例に従って記載してください。
- ※3 記載内容に不備がある場合、補助金が受け付けられませんので、注意してください。

第7号様式 補助金請求書 記入例

第7号様式

補助金請求書

空欄としてください。

令和 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長 申請者の住所 <small>(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small> (〒604 -8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地	申請者の氏名 <small>(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)</small> 京 都 太 郎 (電話075 -222 -3666)
京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱第16条の規定により、補助金を請求します。	
補助金請求額	十 万 万 千 百 十 一 ￥ 7 6 0 0 0 円

実績報告書（第5号様式）の記載内容と一致させてください。

- 【注意】**
- ・ 請求書については、修正することができません。（再提出が必要です。）
 - ・ 住所や名前は、分かりやすくハッキリと記入してください。
 - ・ 矢印（ → ）や挿入記号（ { } ）等を使用したものを提出された場合、受理できません。
 - ・ 金額の前には「¥」を記入してください。

(別紙) 補助金の振込先

振込先金融機関名	銀行		本店	
	信用金庫		支店	
申請者名義の口座を指定してください。 通帳などをご確認の上、誤りがないように記入してください。				
受	預金種目	1 普通	口座番号	
		2 当座		
		3 貯蓄		
当てはまる種目に○をしてください (フリガナ)				
人	(口座名義)	通帳等の記載どおりに、省略せずに記入してください。		

【注意】

- ・ここに記載の内容を基に補助金を振り込みますので、間違いのないよう、正確かつ明瞭に記入してください。念のため、通帳などで振込先をご確認の上、記入してください。
- ・第7号様式と別紙（補助金の振込先）は片面印刷としてください。